



# 嵐山町の医療費状況

問合せ 町民課 保険年金担当 ☎ 62 - 2154

## 平成 26 年 2 月の加入者及び医療費状況 (2 月末人口 : 18,329 人)

	加入者 (人)	前月比 (人)	人口に対する 加入率	総医療費 (円)	1人当り医療費 (円)	前月比	医科入院の1件 当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件 当り医療費(円) (県平均)
国保 (一般)	4,981	-1	27.2%	116,009,740	23,290	86.1%	484,863 (514,160)	15,200 (13,037)
国保 (退職※1)	399	-1	2.2%	7,097,986	17,789	78.7%	371,716 (559,910)	16,723 (14,529)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当となります。

### ◆◆◆ 契約保養施設をご利用ください ◆◆◆

嵐山町では、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、今年度も32都道県334カ所の保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3,000円の助成が受けられます(年度内2泊まで)。

契約保養施設をご利用になる場合、町民課保険年金担当窓口で、利用券及び助成券を発行いたしますので、日程や参加者などが決まりましたら申請してください。発行された利用券及び助成券をお持ちのうえ、保養施設をご利用いただきますと、宿泊代金精算の際に、1泊大人1名当り3,000円が差し引かれます。

なお、この利用券及び助成券は旅行会社を利用したパック旅行にはご利用できませんので、ご注意ください。

## 川越年金事務所 年金相談業務等の延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日を開庁しています。ぜひご利用ください。

また、日本年金機構のホームページでは、当月・翌月の混雑予想や、「年金相談窓口のリアルタイム混雑状況」として、年金事務所毎に待ち時間の目安等を公開しておりますのでご利用ください。

- ・19時まで延長・・・6月2日、9日、16日、23日、30日
- ・第2土曜日開庁・・・6月14日(土曜日の受付は9時30分～16時までです。)

問合せ 川越年金事務所 ☎049-242-2657

## 街角の年金相談センター川越(オフィス)

「街角の年金相談センター川越(オフィス)」では電話予約による来訪相談を行っております。年金事務所と同様のご相談をすることができ、待ち時間の少ない完全予約制となっておりますので是非ご利用ください。

- ※お電話による年金相談は受け付けておりませんのでご注意ください。
- ※年金証書、振込通知書等の再発行は行えません。ご希望の方は後日送付となりますので予めご了承ください。

所在地：川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階  
 予約申込電話番号：☎049-291-2820  
 電話受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝祭日、12月29日～1月3日を除く)

# 幼稚園の保育料などを減免します

幼稚園に3歳から5歳のお子さんが通園しているご家庭では、申請により保育料などの減免を受けることができます。対象となる家庭と減免限度額は次のとおりです。該当する場合は、各幼稚園から渡される「保育料等の減免に関する調書」に必要事項を記入して、幼稚園に提出してください。(額：年額 平成26年度)

区分	従来条件(1人就園または兄・姉が幼稚園児の場合)			新条件(兄・姉が小1～3の場合)		
	1人就園及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	小学校1～3年生の兄・姉が1人いて、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1～3年生の兄・姉が1人いて、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉が2人以上いる園児(第3子以降)	
公立	生活保護世帯	79,000円		79,000円	79,000円	
	町民税非課税世帯・町民税所得割非課税世帯	20,000円	50,000円	79,000円		50,000円
	上記区分以外の世帯	—	40,000円	79,000円	40,000円	79,000円
私立	生活保護世帯	308,000円		308,000円	308,000円	
	町民税非課税世帯・町民税所得割非課税世帯	199,200円	253,000円	308,000円	253,000円	308,000円
	町民税所得割課税額が77,100円以下の世帯(注1)	115,200円	211,000円	308,000円	211,000円	308,000円
	町民税所得割課税額が211,200円以下の世帯(注1)	62,200円	185,000円	308,000円	185,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	—	154,000円	308,000円	154,000円	308,000円	

(注1) 上記の町民税所得割課税額(補助基準額：77,100円、211,200円)は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額です。

- ・世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合計します。
- ・世帯構成(扶養親族数)によって補助基準額が変わりますので、金額の確認等ご不明な点はお問い合わせください。

問合せ こども課 学校教育担当 ☎62-0823



5月は4日・5日の2日間、第4回比企地域口級グルメ&物産品フェスタ

に出演させていただきました。今回はおさし嵐丸グッズ販売のお手伝いもさせていただきました。ステージではおさし嵐丸くんと一緒に嵐山町と嵐山辛

モツ焼きそばのPRをしっかりとしてきました。おかげさまで嵐山辛モツ焼きそばは完売し、たくさんの方に食べていただけたのとは思います。これからもたくさんの方々に嵐山町のPRをしていきたいと思



### 今日の予定

- 6月8日(日) こどもまつり 会場：東秩父村 和紙の里
- 6月21日(土) 梅雨フェス 会場：ふれあい交流センター
- 6月29日(日) フリージアとシヨコラ2014 会場：ウニクス上里 Pieaceプロジェクト